

## 家畜取引制度について

惣 津 律 士

折角法律が出ながら実行されていないものに家畜取引法があると申上げると畜産関係者にとって甚だ恥かしい次第だが、現実にそうなのである。誰れでも趣旨は結構だが、中々むずかしいと言う、過去の慣習から脱皮することは一朝一夕に出来ないだろうが、実行され難い原因をもっと掘り下げて研究する必要がある。

産地家畜市場の仔牛は法律通りに公正な取引が行われているのに、集散地市場では肉牛を除いては相対になり勝ちなのはどう言うわけか、法律通り実施されて、その困難性を味われた市場経営者は数多くの理由をあげられている。その一つ一つが血の滲んだ体験であるだけに、この制度の改善にあたって、優先的に考慮すべきであろう。

近年畜産の農業経営にしめる地位及び畜産物の国民食生活における重要性は著しく高まって来たために、家畜及び畜産物の流通過程、即ち農家から消費者に至るまでの流通過程全般を総合的に整備する事が極めて必要となって来た事は皆さん御承知の通りである。

今般政府は生鮮食料品卸売市場対策について審議すると共に、家畜取引について、現在の実情を充分勘案しながら、家畜商の地位の向上、市場の整備確立による取引制度の合理化、生産者団体の共同事業の推進、

取引資金の円滑化のための家畜取引基金制度の確立を図るために法の改正を行うと共に所要の予算措置を講ずる事となった事は誠に結構な事である。このために先般来家畜取引制度改善調査会が設けられて、構想が取り纏められ、農林大臣に具申されている。

本県では法の実施と共に率先して、高梁市場を中心として公正取引に乗り出したのであるが、遺憾乍らラポール島の如き様相を示し、市場経営者の受けた損害はけだし極めて大きい。これをこの儘に放置する場合に於ては、和牛経営そのものに対する県民の熱意が低下する恐れありと言うも過言ではあるまい。

私はこの調査会に於て要は団体の強化にある事を力説し、その育成に対する政府の愛情ある助力を要請した。

私は家畜取引法がたとえ完全実施されていないとは云え、決して失敗であったとは断じて思っていない。生産者団体も家畜商もここ2、3年間、好むと好まざるとを問わず、この問題と取り組んだだけに色々と考えられた事と思う、それだけにある程度進歩したのではなかろうか、みんなの頭の中にある公正な取引制度を新しい農業の中核である畜産の躍進のために情熱を持って進めたいものである。